

大阪府と Terra Charge 株式会社との 連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と Terra Charge 株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、府有施設の駐車場に電気自動車用充電設備（以下「EV 用充電設備」という。）を設置し電気自動車（以下「EV」という。）利用者の利便性を高める環境を整備するなど、ゼロエミッション車（以下「ZEV」という。）の普及促進の取組について、相互に密接な連携を図ることにより、脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力する。

- （1） EV 用充電設備の設置に関する事項
- （2） ZEV の普及・啓発に係る広報事項
- （3） その他、本協定の目的に沿うこと

2 乙は、府有施設への電気自動車用充電設備導入事業の仕様書に定める事項を遵守し、EV 用充電設備の設置、運営及び管理を行うとともに、ZEV の普及・啓発に係る広報を実施する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、あらかじめ甲の承認を得た上で乙の関係会社を実施させることができる。

4 その他連携・協力事項の詳細については、甲乙協議のうえ、別に定める。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

(個人情報の取扱)

第4条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）その他法令に定めるもののほか、この協定による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和17年3月31日までとする。ただし、甲又は乙いずれかにより期間延長の申し入れがあった場合は、協議の上、協定期間を延長することができる。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各々1通を保有する。

令和7年2月21日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号

大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文

乙 東京都港区芝浦 1-1-1 浜松町ビルディング 12階

Terra Charge 株式会社

代表取締役社長 徳重 徹